

＜福島県立医科大学附属病院からのお知らせ＞

◇セカンドオピニオン外来の運用について◇

当院のセカンドオピニオン外来は、紹介患者さんのニーズに応えるべく、大学病院として、より高度で専門的な知識を持った医師が対応することとし、平成18年11月1日から実施しております。下記のとおりシステムのご案内をさせていただきます。

(1) セカンドオピニオン外来の目的

「現在受診中の担当医の診断内容や治療法に関して当院の専門医の意見・判断を提供することで、患者さんが今後の治療方針を決定する際の参考にしていただく」ために行うものとし、患者さんの治療に対する自己決定権のサポートをすることを目的とします。

(2) セカンドオピニオン外来の概要

- ・通常の診療行為とは扱いが異なるため、新たな検査、処置、治療行為は行いません。
- ・自由診療扱いで、1回当たり最大60分、31,500円(税込み)
- ・**完全予約制**
- ・場所は原則として各診療科外来
- ・対応診療科は全診療科(診療科により対応疾患は一部限定する)とし、相談実施日時及び対応医師は、原則として申込内容により各診療科で決定します。

(3) セカンドオピニオン外来の対象者

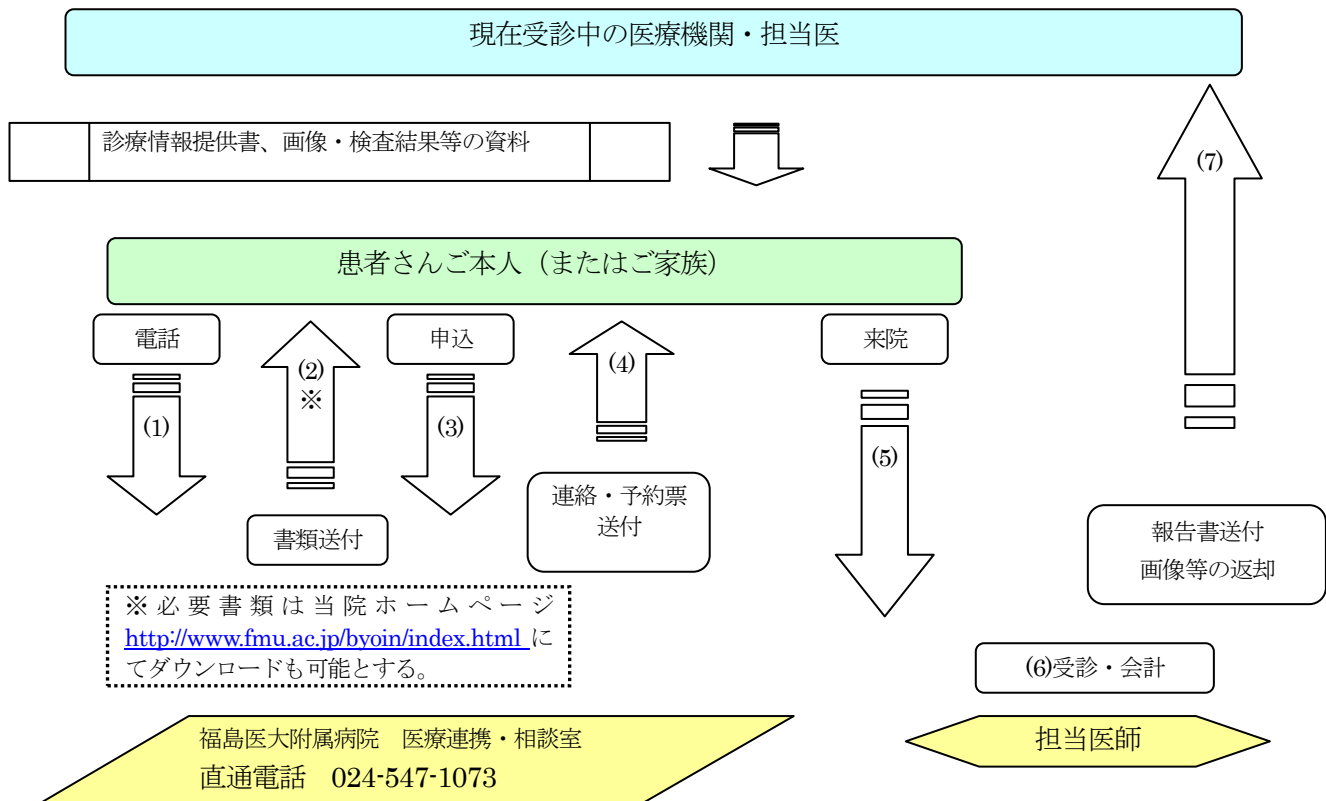
- ・相談は、患者さん本人を原則とします。ただし、本人の同意書があれば家族(配偶者、親、子、兄弟)の方だけでも受診可とします。
- ・現在受診中の担当医から診療情報提供書や画像・検査結果等の資料の提供が受けられる方に限定します。
- ・患者さんの疾患が、当院のセカンドオピニオン対応疾患の場合に限るものとし、なお対応疾患については各診療科毎に整理します。
- ・その他、申込内容によっては、受診をお断りする場合があります。

(4) セカンドオピニオン外来の予約・受診手順(詳細は別図を参照してください)

- ① 患者さん(あるいは家族)は、医療連携・相談室(TEL024-547-1073)に電話で申込を行います。
- ② 医療連携・相談室は、相談したい概要等、申込に当たって必要な事項の確認を行い、申込手続きを説明します。
- ③ 医療連携・相談室は、申込書を受理したら、該当診療科と予約日を調整します。
- ④ 医療連携・相談室は、予約日を決定し、患者さん(あるいは家族)に連絡します。
- ⑤ 予約当日にセカンドオピニオン外来を実施します。
- ⑥ 医療連携・相談室は、後日、紹介元の医師へセカンドオピニオン外来実施報告書を送付します。

※ 「セカンドオピニオン外来」は、患者さん(あるいは家族)の希望がある場合に、通常の診療行為とは別に自由診療扱いで今後の治療方針等に関するアドバイス等を行う趣旨で実施していますので、全ての紹介患者さんが該当するわけではありません。また、診断書の発行はいたしません。

セカンドオピニオン外来の流れ



◇ セカンドオピニオン外来の流れ（患者さん向け） ◇

- (1) まずはお電話で、福島県立医科大学附属病院 医事課「医療連携・相談室」(024-547-1073)にご連絡ください。なお、予約決定まである程度時間がかかりますので、受診まで余裕を持って手続きをお願いいたします。
- (2) ご相談の概要を伺い、ご用意いただきたい次の書類を送付いたします。
 - ① セカンドオピニオン外来のご案内
 - ② セカンドオピニオン外来申込書
 - ③ セカンドオピニオン外来相談同意書（受診者をご家族の場合のみ必要）

※ なお、当院ホームページにも様式を掲載してありますので、ダウンロードすることも可能です。
- (3) セカンドオピニオン外来申込書を医事課「医療連携・相談室」あてに郵送又は直接ご持参ください（誤送・紛失の恐れがありますので、FAX・E-mailによる送付はご遠慮願います）。**なお、外来申込書を送付いただく際に、現在受診中の担当医の先生から、「診療情報提供書」、「画像・検査結果等の資料」等の資料類につきましても、あわせて送付をお願いいたします。外来実施の事前に相談概要の把握、担当する医師の準備をさせていただきます。**
- (4) 申込書を受理しましたら相談内容を確認の上、受診の可否、受診日時及び担当医を決定し、予約日時につきましてご連絡し、予約回答書を送付いたします。
- (5) 受診日当日は、総合受付①番窓口にて受付をしていただきます。受付終了後、担当者が外来へご案内いたします。
- (6) 外来終了後、会計窓口で診療費用をお支払いいただきます。
- (7) 後日、担当医へ報告書を送付いたします（患者さんが画像等の資料を原本でお借りしてきた場合には、原則として外来終了後、患者さんにお返しいたします。なお、外来を担当した医師が必要と判断した場合は、一時お預かりしてコピーさせていただき、後日、担当医に直接返送いたします）。
※ セカンドオピニオン外来では診断書・証明書は発行いたしませんのでご注意ください。